

品川区地域公共交通会議の公開に関する取扱要領

制定 令和2年7月16日 部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、品川区地域公共交通会議設置要綱（令和2年7月16日区長決定要綱第154号。以下「要綱」という。）第9条第2項に基づき、品川区地域公共交通会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開方法)

第2条 会議は原則として傍聴できるものとし、会議開催後、会議の開催日時および場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を公開するものとする。

2 やむを得ない理由のために傍聴を中止する場合や、書面による開催となった場合は、前項の議事概要の公開をもって会議を公開したものとする。

(非公開の決定方法)

第3条 会長は、要綱第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(傍聴券の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならぬ。

(傍聴人の定数)

第5条 会議の公開に係る傍聴人の定員は、10名とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模等により必要があると認めるときは、この限り同項の定員を変更することができる。

(傍聴人の決定)

第6条 傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

(傍聴席への入場を禁止される者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席への入場を禁止する。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし第9条の規定により事前に会長の許可を受けた者を除く。

- (5) 酒気を帯びていると認められる者。
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第9条 傍聴人は、傍聴席において撮影または録音を行おうとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、該当傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。